

二ノノ普通品ノ收穫後三月以内ノ平均相場トス

第十六条

物級小作料を收穫後三月以内ニ金納小作料ヲ六月以内ニ支拂ヒタルトキ小作料支拂  
三遲滞ナキモノトス

第十七条

小作料ハ之ヲニ回以上ニ分割シテ支拂コトゾ得

第十八条

小作料が物級ナルトキ小作人ガ小作料ノ支拂ニ付遲滞アル場合ニ於テモ地主ハ小  
作人ニ其ノ利子ヲ請求スルコトゾ得ズ、金融小作料支拂ニ遲滞アリタル場合  
ニ限り地主ハ年百分ノ五以下ノ利子ヲ請求スルコトゾ得

第十九条

滞納小作料ヲ消費貸借ニ更改シタルトキハ前三項ノ規定ニ准用ス

第二十条

地主ノ麥更其他ノ事由ニ依リ小作料支拂場所が從前ヨリモ遠隔トナリ  
若クハ運搬困難トナリタル場合ニ於テハ小作人ハ之ニ因リテ生ジタル費用ニ  
小作料ヨリ控除スルコトゾ得

第二十一条

法令ニヨリ小作料ノ品質儀装荷造ニ異スル制限アル場合ニ於テハ小作  
人ハ契約ノ有無ニ拘ラズ之ヲ基增加シタル夏莊額ヲ小作料ヨリ控除ス

第二十二条

コトゾ得

第二十三条

小作人ガ故喪又ハ重大ナル過失ナクシテ通常ノ收穫高ヨリモ少キ收穫  
ヲ得ルトキハ小作人ハ其ノ減收ノ割合ニ應ジテ小作料ノ一時的減額

第二十四条

免除又ハ支拂猶予ヲ請求スルコトゾ得

第二十五条

小作人又ハ其家族ニ徵天災害疾病アリタルトキハ小作人ハ小作料ノ免除又ハ支拂猶予ヲ請求スルコトゾ得

第二十六条

前項申請アリタルトナリ小作審判所ハ相當ノ減免額及其年次又ハ  
支拂猶予及其实年次ノ判定スルコトゾ要ス

第二十七条

相当小作料  
相当又ハ小作人ハ小作料ノ數額種類品質及換算等ニ付干渉アルトキハ其  
判定ヲ小作審判所ニ請求スルコトゾ得

第二十八条

小作審判所ハ小作料ニシキ争アルトキ先ツ相当小作料ヲ判定シ併セテ他ノ争  
臭ニ付判断スルモノトス

第二十九条

小作審判所が相當小作料ノ判定シ考スニ左ノ事項ヲ斟酌スルコトゾ要ス  
但シ相當小作料ハ小作人ノ通常ノ家計費ヲ侵スコトゾ得ズ  
一 土地 生産力  
二 風水害其他災害多少

三十条

三 労力肥料其他小作地ノ經營ニ要セシ小作人ノ支出  
四 小作人為シ又ハ負担シタル土地改良